

対ソ連・東欧金融支援問題から見た冷戦後の世界秩序

大 芝 亮

はじめに

一九九〇年七月のヒューストン・サミットで対ソ連・東欧金融支援問題が重要議題となり、九月のIMF・世界銀行総会ではブルガリアとチェコスロバキアのIMF加盟が承認され、ソ連が特別参加者として、初めて総会に参加した。ソ連・東欧諸国の西側経済システムへの編入が進行し、世界的な新経済秩序が急速に形成されつつある。

新経済秩序の形成という課題は、これまでも何度か、国際政治に登場した。一九七〇年代には、第三世界により、新国際経済秩序の樹立が要求された。他方、アメリカの力の衰退に伴い、ブレトンウッズ体制が衰退し、八

〇年代には、アメリカの覇権後の国際経済システムが議論された。⁽¹⁾そして、八九年末から、東西冷戦後の新国際秩序が模索されている。冷戦以後ということで、東西関係の変化に目が向き、第二次大戦直後の米ソ協調による秩序維持構想と重ねて考察する見解も多い。しかし、いうまでもなく、国際政治のパワー関係は、当時と現在では根本的に異なり、また、相互依存の深化による国際システムの質的变化も見られる。これまでの新秩序に関する三つの動きが示すように、冷戦以後の新国際秩序は、南北、北北、そして東西関係という、国際政治の三次元における潮流により、形成されていくのである。また、経済的にみた場合、冷戦以後の新秩序形成過程とは、既存の西側資本主義システムにソ連・東欧が編入される過

程であり、第二次大戦のために、経済システムが機能していなかった、ブレトンウッズ体制の形成時とは全く異なるのである。

以上の点に留意しながら、対ソ連・東欧金融支援問題をめぐる日米欧の協調と対立の図式およびこの問題に対する第三世界の反応から、冷戦後の世界経済を運営していく原則、枠組み、および課題について考察したい。

I 政治的コンディショナリティーの認知

ソ連・東欧に対する資金援助体制を整備すべく、九〇年五月に、欧州復興開発銀行（E.R.D.）の設立協定が調印された。欧州復興開発銀行は、その目的を、複数政党政民主主義、多元主義、市場経済を推進している中央および東部ヨーロッパ諸国の開放的市場経済への転換を促進し、民間企業の育成を助成し、経済発展に寄与することと定めている（第一章第一条）⁽²⁾。そして、こうした民主的政治制度、あるいは開放的経済政策の確立に努力していない場合には、欧州復興開発銀行からの資金供与を停止することも定めている（八条三項）。冷戦後の新国際秩序は、政経不可分を原則とし、人権を保障す

る民主的政治制度の確立を資金援助の目標とするのみならず、援助の重要基準としている。すなわち、経済援助の政治的コンディショナリティーが認知されたのである。

実際、欧州復興開発銀行の業務に関する議論において、ソ連は、複数政党政民主主義の確立に対する関与が不十分であるとして、少なくとも最初の三年間は、対ソ融資額を、ソ連の保有する株式の六%を限度とすることが決定された。ヒューストン・サミットでは、対ソ連・東欧金融支援に関して、この政経不可分の原則を再確認するとともに、全世界的に適用されるものであることを宣言した。

こうした原則の確立は、ソ連・東欧における大変革や、多くのラテンアメリカ諸国における強権体制から文民体制への移行に注目すると、人権の擁護と民主主義が普遍的価値として認められるようになってきたことの現われといえる⁽³⁾。また、西側諸国にとり、ソ連・東欧への資金協力の目的が、これらの国における政治的民主化と資本主義的市場経済を確立することにより、東西のイデオロギー対立に終止符を打つことである以上、政治体制を資金援助の基準とすることは、戦略的にも当然であろう。

しかし、この原則を資金援助の決定に実際に適用するとなると、いくつかの問題が生じてくる。第一に、金融支援を受ける側が、この原則を受け入れないこともある。事実、ソ連は、資金援助に政治的条件をつけることを批判している。

第二に、複数政党民主主義や多元主義という言葉は、その意味内容が必ずしも自明ではない。アメリカの政治学者、R・ダールが、市民の政治参加レベルと反対政党の許容度の二次元から構成されるポリアリーキーという概念をつくり、民主主義という言葉の多様性の問題を克服しようとしたほどである。⁽⁴⁾ また、実際に、ヒューストン・サミットでは、ソ連、および中国の民主化の努力に関して、参加国間で、評価がわかれている。すなわち、日英米はソビエトが民主主義と市場経済政策に関する確固とした関与を行わない限り、対ソ金融支援には慎重であるべきとする見解を採り、積極的な西独、フランスと対立した。反対に、天安門事件により停止していた対中融資の再開を求める日本に対して、他の先進国は、中国の民主化努力が不十分であるとして、消極的であった。さらに、多くの開発途上国に見られる権威主義体制の場

合も、民主的政治制度かどうかを実際に判断することはかなり難しい。なぜならば、多くの制約が課されていないものの、形式的には複数政党が参加する選挙がおこなわれることもあるからである。もちろん、被援助国の政治体制が民主的かどうかの判断は、往々にして、国益に左右されがちである。それゆえ、ヒューストン・サミットでは、結局、二国間の対ソ、対中援助に関しては、それぞれの国の判断に従うという現実的な決断がなされた。しかし、国際金融機関からの援助に関しては、問題は残されたままである。⁽⁵⁾

第三に、対ソ連・東欧金融支援において、欧州復興開発銀行とともに中心的な役割を果たす世界銀行には、資金配分の際に借入国の政治的要因を考慮してはならない、という規定がある(世界銀行協定第四条一〇項)。世界銀行は、政経分離を前提とするブレトンウッズ体制の維持・運営の中枢機関として設立された経緯から、資金援助における非政治性を原則としたのである。⁽⁶⁾ しかし、一九九〇年代の新国際金融組織である欧州復興開発銀行は、政治体制を資金援助の目的、かつ基準として公式的に承認するものであり、公的資金配分の原則が一大転換した

ことを示している。それゆえ、世界銀行は、その非政治性の原則と、人権保障と民主的政治制度の確立という新秩序の理念をどう調和させるか、という課題を負うことになったのである。

もっとも、世界銀行は、紛争や内乱を理由に融資を停止したり、また、コンディシヨナリティーという形で借入国の経済政策に関与する事があり、その意味で、世界銀行の非政治性という原則は、実際には遵守されていないと主張することもできる。しかし、そのような場合においても、世界銀行は、公式的には、借入国の人権や政治体制を融資の基準として認めることはなかった。たとえば、アメリカは、一九七〇年代以降、世界銀行理事会において、ラテン・アメリカの強権政府に対する融資案に対して、人権抑圧を理由に、反対投票を行ってきた。しかし、理事会の大勢は、非政治性の原則に照らして、アメリカの主張をしりぞけてきたのである。⁽⁷⁾

非政治性の原則により、世界銀行は、財政的・経済的な「効率」の追求に専念することが可能となり、その意味で、「効果」的な資金援助活動を行うことができた。また、一九七〇年代半ば以降、多くの国連専門機関が政

治化されていったが、世界銀行はIMFとともに、政治化を防止することができたのである。⁽⁸⁾ それゆえ、対ソ連・東欧金融支援において、人権や政治体制を融資基準とすべきであるとの要求に対して、ロバート・マクナマラ元世界銀行総裁は、世界銀行は、従来通り、借入れ国の非政治的要因のみで融資を決定すべきであると主張するのである。⁽⁹⁾

しかし、人権抑圧的な権威主義的政府に対する世界銀行の融資が、結果として、そうした体制の強化に貢献しているとの批判は強い。マルコス政権下の対フィリピン融資やピノチェット政権下のチリへの融資は代表的な例であろう。⁽¹⁰⁾ 国際システムの変化に対応して、国際組織の活動も変化すると考えるならば、世界銀行は、非政治性を原則としつつも、次第に、人権と民主的政治制度をも融資の目的、そして基準として考慮しながら、決定を行うことが増大することになろう。

第四の問題点は、非民主的の国家に対する援助は、差し止められるべきなのか、ということである。マーシャル・プランに代表されるように、経済発展は政治発展(民主化)につながるのとの方から、非民主的な国に

対しても、経済援助を与え、迂回的に民主化を促進すべきであるとの意見は根強い。反対に、それは、権威主義の政府を強化するだけであるとの批判もある。

そもそも、国に対する援助ではなく、人に対する援助が必要であるとの考え方が浸透してきた時代である。それがあれば、理念的には、政治体制の違いに拘らず、開発途上国の人々に対して、企業やNGOといった非政府チャネルを通じてでも、資金を供与していく必要があるということになろう。実際、非政府チャネルを通じた公的資金のフローは増大傾向にある。たとえば、一九五六年の設立以来、民間企業に対する融資をその任務としてきた世界銀行グループの国際金融公社（IFC）を見ると、承諾額で一九七〇年に一億一〇〇〇万ドルであったのが、八八年には、一二億二〇〇〇万ドルにまで増加した。⁽¹¹⁾また、欧州復興開発銀行も、その資金の六〇%を、民間企業に対する貸し付けにあてることが計画されている。また、DAC諸国がNGO経由で供与したODA額も、一九八七年には二二〇億ドル、ODA総額の五%に達している。⁽¹²⁾

資金チャネルとして民間企業やNGOが有する長所や

限界に関する一般的な議論はさておくとして、非民主的な国に対する資金チャネルとして、これらのアクターを利用することは、どの程度可能であり、また、効果的なことであろうか。⁽¹³⁾第一に、非民主的と判断された政府は、多国間および二国間資金援助機関が企業やNGOに資金供与することを、どの程度、許容するであろうか。一般的に、現地政府および官僚は、NGOが開発プロジェクトに関与することに消極的であることが、各種の援助機関により指摘されている。⁽¹⁴⁾まして、人権抑圧あるいは非民主的ということ、援助機関の現地政府に対する資金供与が見送られる状況を想定した場合、円滑に民間企業やNGOに資金供与が行われるとは限らない。

第二に、非政府チャネルを通じる資金供与は、経済的に有効であろうか。そもそも、民間企業やNGOの活動が効果を挙げるためには、政府の適切なマクロ経済政策や財政政策により支援されることが必要である。たとえば、農産物の価格政策が、農民のプロジェクト参加意欲を決定し、またプロジェクトの波及効果にも強い影響を与えることは頻繁に見られることである。世界銀行やIMFが構造調整融資を強調するようになったのも、政府

の役割を重要視するようになったからである。そうすると、たとえ非政府チャネルを通じる資金供与であっても、やはり、現地政府との政策対話が不可欠になってくるのである。

第三に、いかに非政府チャネル経由とはいえ、非民主国家への資金供与は、結果的に、権威主義的政府に貢献することにならないのか、という疑問も生じる。

II リージョナリズムとグローバリズムの競合的共存

対ソ連・東欧金融支援体制に関しては、リージョナルな枠組みで積極的に進めていこうとする独仏に対して、アメリカはグローバルな国際機関を活用して、これを牽制しようとする図式になっている。しかし、いづれも単独で、枠組みを提供し、これを維持するためのコストを負担することができないために、結果として、二つの理念から重層的に構成される体制ができあがりつつある。

体制作りに関しては、まず、独仏を中心とするEC諸国が指導権を握り、九〇年四月に欧州復興開発銀行の設立が実質的に合意された⁽¹⁵⁾。欧州復興開発銀行は、ソ連を

加盟国とする最初の国際金融組織である。他の地域開発銀行の例にならない、また、資金面で日米の協力が必要なことから、西欧、東欧諸国に加え、日米その他を含む合計四ヶ国・機関が出資・加盟することになった。しかし、出資比率では、ECが総計で五四%を占めることになり、政策決定に指導力を発揮できる制度になっている(表1)。

さらに、たとえば、ハンガリーが九五年にEC加盟を希望しているように、東欧諸国も、ECへの加盟を通じて、経済復興を達成する方向を重視している⁽¹⁶⁾。EC委員会は、九二年までは、新規加盟問題は検討しないとしているが、ECとしてソ連・東欧に対する経済援助には積極的な姿勢を見せており、その第一歩として、EC委員会がソ連経済の分析を行うこととしている。

表(1) 欧州復興開発銀行における主要国の出資比率(%)

EC 諸国等*	53.7
英 国	8.5
フ ラ ン ス	8.5
ド イ ツ	8.5
イ タ リ ア	8.5
アメリカ合衆国	10.0
日 本	8.5

* EC 加盟12ヶ国と、EC および欧州投資銀行。

極的な姿勢を見せており、その第一歩として、EC委員会がソ連経済の分析を行うこととしている。こうしたEC主導のリージョナルな枠組みに、IMF・

世界銀行を中核とするグローバルな外枠がはめられている。第一に、欧州復興開発銀行の資金の六〇％は民間部門へ、世界銀行は主に公的部門へ、という役割分担が決められ、新設の欧州復興開発銀行をIMF・世界銀行が補佐する体制になっている⁽¹⁷⁾。資金量の面でも、欧州復興開発銀行は世界銀行や二国間援助との協力なしでは、十分な効果を挙げ得ない。前者の資本金が一〇〇億ECU(二二〇億ドル)であるのに対して、世界銀行は、九〇年以降、毎年、二〇―二五億ドル、今後三年間に総計で五〇―七〇億ドルほどの対東欧融資を計画している⁽¹⁸⁾。また、九〇年には、東欧で初めての駐在事務所をポーランドに開設している。

しかし、対東欧資金援助に関するIMF・世界銀行の役割を過大評価するわけにはいかない。なぜならば、まず、ラテンアメリカの重債務国やサブ・サハラの最貧国には、IMF・世界銀行の資金が大量に東欧に流れるのではないかと、という不安が極めて強いことである。こうした不安に対処するために、欧州復興開発銀行という別個の組織を新設したという側面もあり、IMF・世界銀行は対東欧資金援助に関して、過度に積極的に行動する

わけにはいかない⁽¹⁹⁾。さらに、世界銀行には、一人当たりGNPが一定水準以上の国へは融資をしない、という「卒業」政策があり、東欧諸国の場合、この点で、世界銀行融資の対象となり得ない場合がある。「卒業」の基準は一九八二年度において、二六五〇ドル(八〇年価格)であり、一九八三年に世界銀行への加盟申請を行ったハンガリーは、この点で問題になった。

第二に、欧州復興開発銀行の政策決定は、制度的にECの優位が保障されているとはいえないものの、実際には必ずしもEC主導で行われるとは限らない。もちろん、欧州復興開発銀行は、九一年から融資活動を開始する予定であり、現在の段階で確定的なことはいえないが、このことを暗示する決定が行われている。それは、欧州復興開発銀行の総裁および本部所在地は、EC内部で決定すべきであるとするオランダ等の主張を抑え、日米加とEC内の大国から構成されるG7において、総裁にはフランスのジャック・アタリが就任し、本部はロンドン⁽²⁰⁾におくことが、事実上、決定されたのである。

第三に、アメリカは、EC委員会によるソ連経済の調査が決定されているにもかかわらず、IMFを中核とす

る国際機関によるソ連経済調査をサミットにおいて提唱し、これを独仏に承認させている。第四に、九〇年九月のブルガリアおよびチェコスロバキアのIMF加盟が承認され、ソ連が特別参加者としてIMF・世界銀行総会に参加し、さらに今後、ソ連のIMF加盟が予想されることから、グローバルな枠組みの重要性は今後ますます高まりそうである。

さて、ここで、概念的な問題を指摘しておきたい。G7・サミット、そしてIMF・世界銀行を積極利用しようとするアメリカのアプローチは、枠組みの範囲が、ECのように地理的に限定されておらず、リージョナルリズムという言葉との対比から、グローバルリズムとして捉えられることが多い。しかし、厳密に議論すると、アメリカは、G7やサミットに代表されるように、少数の西欧先進大国から構成される枠組みを重要視しているのである。IMF・世界銀行も、加盟国がグローバルであるからというよりは、加重投票制により、米国を筆頭に、五大出資国が主導できる機関であるゆえ、活用しようとしているのである。こうした少数国から構成される枠組み(寡頭システム)を、ヤープローはミニラテリズムと

呼んでいる⁽²¹⁾。さらに、チェンピールは、寡頭システムを、ECのように、地理的近接地域を構成単位とするリージョナルリズムと、サミットのように、政治的、経済的、社会的な意味での近接地域間の国家から構成される、機能的リージョナルリズムに分類している⁽²²⁾。いずれも、必ずしも定着している概念ではないが、この考え方を言えば、地理的リージョナルリズムと機能的リージョナルリズムに基づく、二種類の寡頭的システムが競合しながら、新世界経済を指導していくといえる。

III 自由貿易主義と保護貿易主義の対抗

ソ連・東欧に対する金融支援が適切・適量であれば、ソ連・東欧において開放的市場経済を確立し、民主主義を原則の一つとする新しい世界秩序を創造しうるのだろうか。もちろん、基本的には、ソ連・東欧の自助努力次第であろう。金融支援に先立ち、なによりも国内改革が必要であることは、東欧諸国自身が認識している。また、供与された資金を十分に活用できる能力が、現在の東欧諸国にあるのか、当事者であるチェコスロバキアの大蔵大臣ですら疑問視している⁽²³⁾。また、債務問題が大きい

な足かせになつてゐることも指摘されてゐる。それゆゑ、東欧諸国は融資よりも投資を望む声も強い。欧州復興開発銀行も、株式投資を行へるよう工夫されてゐるが、西側の民間企業の投資に依存するところも大きい。

これらに加え、もう一つの鍵となるのは、ソ連・東欧経済が編入される西側資本主義システムのあり方である。西側先進国が、ソ連・東欧に対して開放的市場経済の確立を求めるように、西側の経済システムは、確かに一方においては、国家の枠を超えた経済活動が拡大してゐる。しかし、他方では、相互依存が深化した結果、国家相互の敏感性・脆弱性は高まり、国益擁護のための経済ナシヨナリズムが力を得てきてゐる。また、ある国家の政策が効果を挙げるためには、他国の政策の支援が必要となり、国家間の政策協調がますます重要になってきてゐる。⁽²⁴⁾ こうして、排他的な目的から、あるいは協調のために、国家が世界経済に介入する機会が増大してゐるのである。⁽²⁵⁾

かつて、ギルピンは、市場が国家に対して優位を占める体制を「追い詰められる主権国家」モデルで、また、経済ナシヨナリズムが高揚していく状況を「重商主義」

モデルでそれぞれ表わし、両者を対置させた。⁽²⁶⁾ しかし、現実には、双方が共存して、同時に進行してゐるのである。それゆゑにこそ、ソ連・東欧において、政府の関与を排除し、開放的市場経済を確立するために、これらの国に對する資金援助に政治的条件を付与する、という逆説的な行動が採られるのである。⁽²⁷⁾

開発途上国が批判するように、先進国の保護主義的貿易政策が、途上国の貿易の拡大を阻止し、資金援助が効果を挙げえず、貧困や累積債務問題の解決を困難にしてゐる一因である。同様の問題がソ連・東欧に対して、生じてくる可能性は高い。九〇年末にはEC委員会やIMFによるソ連の経済調査の結果が出され、九一年からは欧州復興開発銀行の活動も本格化する。どの産業分野に対して資金援助を行うか、という実際的な問題が生じてくるが、その時に、繊維産業や農業を対象とする資金援助も重要になるであろう。特に、後者の領域は、ECの共通農業政策とも密接に絡んでくるし、また、日米欧間でも最も対立の激しい領域である。対ソ連・東欧金融支援が効果を發揮し、その目的を達成するためには、西側先進国が、保護貿易主義をいかに克服するか、が切実

な課題であるといえよう。

IV 日本の課題

対ソ連・東欧金融支援問題から見た国際関係の潮流は、日本にとり、どのような意味をもつのであろうか。まず、日本の対外援助の決定に際して、人権保障や政治体制といった要因をどのように取り扱うのか、という問題が指摘できる。非民主的國家への援助については、これまでも、マルコス政権下のフィリピンや天安門事件後の中國に対する援助問題において、マスコミなどにより議論されている。しかし、政府は正面からこの問題に取り組む事を回避してきた。しかし、いまや、国民的議論を通して、明確な方針を確立すべき時期にきている。

次に、日本に対しても、今後は、人権保障や民主主義の確立という新秩序の原則に照らして、評価が行われることになる。従来の政経分離を前提とした経済外交、また、もっぱら経済分野に限定した領域で世界に貢献する日本、といった考え方は、これからは世界に通用しないということである。これは、イラクのクウェート侵攻による湾岸危機の際に議論された、資金協力以外の「貢

献」策は何か、という手段だけの問題を意味するのではない。対外政策の重点領域として、経済分野のみならず、人権擁護や民主体制の確立をも射程にのびた目標を設定し、その実現のために努力していく必要がある。また、国内的にも、大規模な政界汚職が周期的に行われ、また企業ぐるみの選挙が行われる状況では、民主主義を支える市民社会が十分に発達しているとはいいがたく、繰り返し、日本異質論が登揚することになる。冷戦後の国際関係を指導できるような理念・原則を掲げ、新たな重点領域を設定した外交政策への転換と国内体制の改革が肝要である。

最後に、日本においては、リージョナリズムの台頭をグローバリズムへの挑戦と受け止め、前者は保護主義的であるが、後者は自由貿易主義であると類型化する傾向が強いような印象をもつ。しかし、自由貿易主義はマルチラテラルな枠組みにおいてのみ機能するというよりは、歴史的に見て、ユニラテラル、マルチラテラル、ミニラテラルのいずれの枠組みにおいても、実現可能であり、むしろ、トランザクション・コストと機会主義の弊害がどの程度かにより、どの枠組みが自由貿易に最も適切か

が決定される、とする見解もある⁽²³⁾。単純な類型化は禁物である。また、対ソ連・東欧支援体制に見られるように、リジョナルな枠組みとグローバルな枠組みを競合的に共存させながら、世界経済を導いていく状況が増大するであろう。こうした見通しをもって、新秩序の形成・運営に主導権を発揮することが望まれる。

- (1) Robert Gilpin, *War and Change in World Politics*, Cambridge University Press, 1981, Robert O. Keohane, *After Hegemony: Cooperation and Discord in the World Political Economy*, Princeton: Princeton University Press, 1984, and Joseph S. Nye Jr., *Bound to Lead: The Changing Nature of American Power*, New York: Basic Books, 1990.
- (2) 欧州復興開発銀行設立協定に関する「Commission of the European Communities, COM (90) 190 final, "The Community and the European Bank for Reconstruction and Development", DOCUMENTS, 5/7/1990.
- (3) 一九八〇年代に多くのラテンアメリカ諸国において見られた、権威主義体制から文民政府への移行に関しては、未だ、不安定な要素も多い。なぜならば、この移行は、権威主義的政権が、累積債務問題の行きづまりから文民に政権を委譲した側面が強く、軍部にいまだ特権的な地位が与

- えられてゐる場合も多いからである。Alfred C. Stepan, *Rethinking Military Politics: Brazil and the Southern Cone*, Princeton: Princeton University Press, 1988. 堀坂浩太郎訳『ポスト権威主義』(同文館、一九八九年)。
- (4) Robert Dahl, *Polyarchy*, New Haven: Yale University Press, 1971. 高島通敏他訳『ポリアーキー』(三一書房、一九八一年)。
- (5) アメリカは、国際金融組織に関しては、民主化と人権とを原則を忠実に遵守すべきであるとして、世界銀行の対中融資の再開に関しては、九〇年十一月現在、人道的要請によるもの以外は認めない方針をとっている。これに對して、世界銀行は、一九九〇年二月に、対中融資を「人道的融資」の名目で再開する事を決定したが、その他の融資案件は、アメリカが反対しているために、理事会への提出を控えている。
- (6) 世界銀行の非政治性については、横田洋三「世界銀行の『非政治性』に関する一考察(一)(二)」『国際法外交雑誌』七六巻二号、三号、昭和五十二年。
- (7) Ryo Oshiba, "The World Bank under R. McNamara and A. W. Clausen (3)" *Hitoisubashi Journal of Arts and Sciences*, vol. 30, 1989, pp. 39—46.
- (8) 一九八三年五月に、南アフリカがIMFに融資の要請を行ってきたことに対して、ブラック・アフリカ諸国は、南アのアパルトヘイト政策を理由に、反対の態度を表明し、

- 理事会における投票をボイコットする恐れもあった。しかし、アフリカ諸国の理事は、IMFの政治化を招く事は望ましくない、との判断から、結局、ボイコットは行わず、投票を棄権した。The Wall Street Journal, May 5, 1983.
- (9) 日本経済新聞、一九九〇年一月二四日。
- (10) Walden Bello, David Kinley, and Elaine Elinson, *Development Debate: The World Bank in the Philippines*, San Francisco: Institute for Food and Development Policy, 1982. 鶴見宋之介訳『フィリピンへの挫折』(三一書房、一九八五年)。
- (11) OECD, *Development Co-operation in the 1990s*, Paris: OECD, 1989, p. 231.
- (12) *Ibid.*, pp. 82—83.
- (13) たとえば、世界銀行は、NGOの強力な点として、ローカル・レベルで貧困層との結びつきが強く、NGOと協力することにより、プロジェクトへの市民の参加が活発になりやすいことなどを挙げ、反対に、限界としては、NGOの活動が小規模、局地的であるために、地域レベル、国家レベルでのインパクトが弱いことや、プロジェクトの成果の維持が外部からの援助成しでは困難なことを指摘してゐる。Michael M. Cernea, *Nongovernmental Organizations and Local Development* (World Bank Discussion Papers, 1988), p. 41.
- (14) *Ibid.*, p. 41.
- (15) 欧州復興開発銀行には、二五のOECD加盟国、ソ連・東欧の八ヶ国、マルタ、キプロス、メキシコ、エジプト、モロッコ、リヒテンシュタイン、イスラエル、EC委員会と欧州投資銀行が、加盟している。ロンドンに本部を置き、フランスのジャック・アタリが初代総裁である。市場レートでの貸付を行い、九一年から活動開始予定である。
- (16) 東欧諸国のEC加盟希望に対して、ポルトガル、スペイン、ギリシャは、ECの構造改革政策に関する補助金をめぐる争いがし烈なることを恐れている。
- (17) *Financial Times*, July 6, 1990.
- (18) ハーバー・ロナブル「ヨーロッパにおける演説」*World Bank News*, 一九九〇年二月二二日、および日本経済新聞、一九九〇年二月二三日。
- (19) なぜ、欧州復興開発銀行を設立する必要があるのかについて、公営企業の民間化促進のためや合弁事業用に資金が利用できる、いわば投資銀行の機能をも合わせ持つ国際金融組織が求められたから、とする見解もある。しかし、東欧への投資を準備している西側民間資金が決して不足していないことを考えると、むしろ、欧州復興開発銀行に期待されているのは、情報の提供とインフラストラクチャー、とくに通信施設の充実に力点を置くことであろう。
- (20) 英国は、欧州復興開発銀行本部のロンドン誘致との引き替えに、IMF増資交渉において、その割当額の一部をフランスに譲ることにより、フランスが英国と同等の第四

位の出資国に留まれることを了承した。The Times, May 21, 1990. また、オランダは、一九八五年のIMF専務理事の選挙で、フランスのカムドゥシニに敗れ、欧州復興開発銀行の本拠地移転を希望しつづけた。しかし、真の狙いは、EU機関(European Environment Agency, the European Trademark Office)の本拠地移転の是非に関する見方である。

- (11) Beth V. Yarbrough and Robert M. Yarbrough, "Cooperation in the Liberalization of International Trade: After Hegemony, What?" *International Organization*, Vol. 41, No. 1, 1987, pp. 1—26.

(12) Ernst-Otto Czempiel, "Regional and National Interest vis-a-vis Global Problems: A European View" Paper presented to the Symposium: "The Role of the UN in the 90s", August 27 to 31, in Berlin. 1989. 4—5. 6. 7. 8. 9. への参照。

- (13) *IMF Survey*, July 2, 1990.
 (14) 政策協調の重要性, たよき社, Peter B. Kenen, *Exchange Rates and Policy Coordination*, Manchester:

Manchester University Press, 1989.

(25) 山本浩「市場と国家—経済と政治の精田キヤン」『國際政治』九三号、一九九〇年、特に三一—五頁。

(26) Robert Gilpin, *U. S. Power and the Multinational Corporation*, New York: Basic Books, 1975, Chap. 9. 山崎清沢『多国籍企業没落論』(ダイヤモンド社、一九七七年)

(27) IMF・世界銀行の構造調整融資も、開発途上国の国営企業を民間化し、政治から自由な市場を創設するために、借入国のマクロ経済政策に政策提言する(その意味と内政干渉とをえる)という逆説的な行為である。

(28) たよき社, James Fallows, "Containing Japan" *The Atlantic Monthly*, May 1989, 小杉修幸訳「日本をどう扱う」『中央公論』一九八九年七月。

(29) Beth V. Yarbrough, and and Robert M. Yarbrough, *op. cit.*, p. 26.

(一橋大学助教授)